

質屋営業関係手数料及び申請時における添付書類一覧表

令和2年4月1日現在

申請届出事項	手数料・提出書類 手数料（円）	提出書類										備考							
		様式	履歴書	住民票	身分証明書	法人の場合					面構		質物保管設備の	許可証					
						定款	登記抄本	従業員履歴書	役員住民票	身分証明書									
許可申請(個人)	22,000	1号 (20号)	○	○	○							○	【住民票について】 本籍(外国籍の場合は国籍)が記載されたもので、マイナンバーの記載が無いものを添付 【その他の添付書類】 [管理者を定める場合] 管理者にかかる履歴書、住民票、身分証明書、登記事項証明書 [営業所を譲り受け又は相続した場合] 譲渡人の承諾書又は相続を証明する書類 [法定代理人を定める場合] 法定代理人にかかる履歴書、住民票、身分証明書、登記事項証明書、後見に関する証明書(法定代理人が法人の場合は、法人・代表者・役員に係るもの全て)						
許可申請(法人)			○	○	○	○	○	○	○	○	○								
営業所の移転の許可申請	12,000	2号 (21号)										○	○	移転先の所轄警察署へ申請					
管理者の新設又は変更の許可申請	5,700		○	○	○								○	新たに就任する場合に添付					
許可証の再交付申請	1,300	5号 (23号)											※1	※1 き損の場合は許可証を添付					
許可証の亡失又は盗難の届出																			
営業の内容変更届	1,500	2号 (21号)	個人	本籍、住所、氏名の変更										○					
			法人	名称、所在地の変更										○					
				代表者の異動、住所、氏名の変更										○	○	○	新たに就任する場合に添付		
			法定代理人の異動、選任、住所、氏名の変更										○	※2	※2	※2	※2	※2	新たに就任する場合に添付 ※2 法定代理人が法人の場合に添付
			管理者の廃止、住所、氏名の変更										○						
			営業所の名称の変更										○						
	法人	役員の変更、住所、氏名の変更										○	○	○	新たに就任する場合に添付				
		不要	保佐人の異動、選任、住所、氏名の変更																
廃業の届出		不要	3号 (22号)										○	廃業の日から10日以内に届出					
管理者の新設又は変更の許可申請															30日以上継続して休業しようとするときに届出				
許可証の再交付申請															死亡の日から10日以内に届出				
許可証の亡失又は盗難の届出														○					
質物保管設備の変更		不要	4号									○	工事着工の10日前までに届出						

- 手数料については、申請時に岐阜県収入証紙にて納付
- 営業の内容変更届については、変更の日から10日以内に届出